

朝の子供の居場所づくり実施要綱

7 教地生第 18 号
令和 7 年 4 月 22 日
最終改正 8 教地生第 35 号
令和 8 年 5 月 12 日

第 1 目的

この要綱は、区市町村が実施する朝の子供の居場所づくりについて、円滑に進めるとともに、学校始業前等における児童の安全で健やかな居場所づくりを推進するために必要な事項を定めることを目的とする。

第 2 朝の子供の居場所づくり

1 趣旨

学校始業前等において、小学校を活用して、全ての児童の安全・安心な活動場所を確保する区市町村を支援することにより、学校始業前等における子供たちの安全で健やかな居場所づくりの更なる充実を推進するとともに、保護者等の多様なニーズを踏まえた居場所の効果的な運営に寄与することを目的とする。

2 実施主体

本事業の実施主体は、区市町村とし、事業の一部を適当と認められる社会教育団体等に委託して行うことができるものとする。

3 事業の内容

本事業は、朝の子供の居場所づくりを実施する区市町村に対して、配置を要する見守り員の謝金等に係る補助を行う。

なお、補助の対象となるためには、各実施主体は以下の要件を満たしていること。

- (1) 児童の安全・安心を確保するために必要な見守り員を配置すること
- (2) 全ての児童を対象として本事業を実施すること。

4 事業計画書の提出

補助金の交付を受けようとする区市町村は、東京都が指定する期日までに事業計画書を提出するものとする。

5 事業報告書の提出

補助金の交付を受けた区市町村は、東京都が指定する期日までに、事業報告書を提出するものとする。

6 費用

上記 3 の要件を満たす事業の実施に必要な経費は、都が別に定めるところにより、予算の範囲内で補助するものとする（東京都放課後子供教室推進事業費補助金交付要綱等に規

定する補助対象経費となる場合を除く。)

7 その他留意事項

- (1) 事業の一部を社会教育団体等に委託する場合には、事業の趣旨や内容、留意事項等を踏まえ、適切な事業運営がなされるよう、委託先への指導を徹底すること。
- (2) 区市町村においては、事業の検証・評価等を行うとともに、その成果・課題等について都に報告するものとする。都においては、本事業の成果等を収集・分析し、事業の改善及び充実に努める。

附 則

この要綱は、令和8年4月1日から適用する。